

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年7月8日
事業者の氏名又は名称	有限会社古川運送(法人番号1480002013612)(代表者 古川博)
事業者の所在地	徳島県阿南市福井町字吉谷54-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿南市福井町字吉谷54-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成31年2月27日及び同年3月8日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(6)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(7)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(8)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年7月8日
事業者の氏名又は名称	中村生コンクリート株式会社(法人番号1490001004933)(代表者 佐田憲昭)
事業者の所在地	高知県四万十市古津賀2丁目6
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県四万十市古津賀2丁目6
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>令和元年5月22日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年7月10日
事業者の氏名又は名称	有限会社好川商運(法人番号3470002017182)(代表者 好川政洋)
事業者の所在地	香川県観音寺市柞田町乙1636
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県観音寺市柞田町乙1636
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成31年1月9日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、11件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び休日労働の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間及び休日労働の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(7)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(8)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(10)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(11)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	9点
違反点数(事業者)	9点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年7月24日
事業者の氏名又は名称	株式会社三瀬(法人番号4500001013335)(代表者 三瀬匠)
事業者の所在地	愛媛県今治市郷桜井4丁目5-62
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県今治市拝志7-16
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成31年1月30日及び同年2月8日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年7月31日
事業者の氏名又は名称	有限会社黒石建材(法人番号8490002009941)(代表者 黒石愛)
事業者の所在地	高知県高岡郡越知町片岡650-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市朝倉丙137-22
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>平成31年4月23日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。